

## 熊本県空家対策専門家活用支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）に基づき実施する空家対策を支援するため、空家法第29条第1項に規定する財政上の措置の一環として、市町村が専門家を活用する場合の経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「空家対策」とは、市町村が実施する次に掲げる事務をいう。

- ア 住民向けの空家相談会
- イ 住民向けの空家対策セミナー又は研修会
- ウ 空家の活用促進に資する移住相談会等
- エ 空家の所有者に対する助言又は指導
- オ その他知事が特に必要と認める事務

(2)「空家等対策計画」とは、空家法第7条に基づき市町村が策定する計画をいう。

(3)「専門家」とは、市町村職員以外の者で、市町村の空家対策を専門的に支援する次に掲げる資格者をいう。

- ア 建築士（熊本県空家利活用マネージャー登録者に限る。）
- イ 司法書士
- ウ 弁護士
- エ 行政書士
- オ 税理士
- カ 宅地建物取引士
- キ 不動産鑑定士
- ク 土地家屋調査士

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる市町村の区分、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金の額は百円単位とし、百円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助金の額に変更を生じる内容の変更とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、第4条第2項各号に掲げる図書のうち変更に係るものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、変更交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(事業の中止及び廃止)

第8条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)申請書(別記第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は、事業中止(廃止)承認通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(完了期日の変更)

第9条 市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、未完了報告書(別記第9号様式)を知事に提出するものとする。

(実績報告等)

第10条 規則第13条の実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業実績書(別記第11号様式)

(2) 収支決算書(別記第3号様式)

(3) 補助対象経費を支出したことが分かる資料

3 第1項の実績報告書の提出期限は、完了の日から起算して15日を経過した日、又は事業の完了した日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第12条 規則第16条第1項の請求書は、別記第13号様式によるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は10年とする。

(証拠書類の保管期間)

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は10年とする。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年(2020年)11月4日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）6月29日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市町村の区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 空家等対策計画を策定済みの市町村	空家対策の実施のために、当該年度に活用した専門家に対する謝金及び旅費	2分の1	1人・1日当たり 11,300円
2 空家等対策計画を策定していない市町村	空家対策の実施のために、当該年度に活用した専門家（建築士に限る。）に対する謝金及び旅費	2分の1	1人・1日当たり 11,300円